

※震災復興の総合的対策に関する質問に対する厚生労働副大臣としての答弁

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

東日本大震災の被災者支援に関連して質問をさせていただきたいと思います。

まず、東日本大震災による避難者を現在約二万三千人受け入れているいわき市での今後の地域医療の確保対策について質問をさせていただきたいと思います。

いわき医療圏の地域医療の充実強化や災害にも強い医療提供体制の再構築を進めるために、地域医療再生基金の積み増しや当該地域への基金を拡充し、いわき市の高度急性期医療や三次救急医療を担うと期待されております新病院の整備等への同基金の配分の拡充を図ること、また同新病院の整備等に同基金を充てる場合に、万が一、平成二十七年の最終年度を超える見込みとなった場合の柔軟な対応を求める、そのような現地からの要望をいただいておりますけれども、この点に関しまして辻厚生労働副大臣にお伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 渡辺先生御指摘いただきました地域医療再生基金は、地域の医療課題の解消を図るために都道府県ごとに設置していただいているものでございますけれども、これにつきまして、福島県に対してはこれまで震災対応分を含め合計三百二十億円を交付させていただいているところでございます。

この地域医療再生基金は、各都道府県の判断で必要と思われる事業に充てることが可能とさせていただいております。福島県におきましては、双葉郡から多くの方々が避難してきておられるいわき医療圏につきまして、いわき医療圏内の病院間で患者情報を共有する情報連携に関する基盤整備に約二十一億円、地域の中核病院である磐城共立病院の機能強化を図るための施設整備に五億円などの事業を実施することを計画していただいているところでございます。

そして、地域医療再生基金の更なる積み増しにつきましては現時点では予定されてはおりませんが、今後の地域医療再生基金の事業の成果などを見させていただきながら必要があれば検討していきたいと、このように考えているところでございます。

なお、基金事業の実施期限についてでありますけれども、やむを得ない理由によりまして期限の延長が必要となりました場合には延長が可能ということにさせていただいておりますので、具体的に検討をされました時点で御相談をいただければ柔軟に対応していきたいと、このように考えている次第でございます。

○渡辺孝男君 期限につきましては柔軟な対応ができるということですので、地元の新病院を造る場合に、場合によっては少し二十七年度を超える可能性もあるということ

でありますので、この対応をしていただければ非常に有り難いと思います。

地域医療再生基金についての、いわき医療圏に関しましていろいろやっていたいでありますけれども、新病院の方に関しましては五億円の基金が配分される見込みとなっておりますけれども、この金額よりも、地域の配分がいろいろ、地域の再生、復興の進み具合によっては地域医療のニーズが変わってまいりますので、それに応じてまた適切な配分の再検討というものが行われる可能性もありますので、そういう面で五億円という今のところの配分の予定でありますけれども、それを柔軟な対応もしていただければと、柔軟というのは拡充をしていただければと、そういうふうには地元の方々は要望しておりますので、この点も御検討よろしくお願いいたしたいと思います。

次の質問でございますけれども、二月七日の予算委員会で質問をさせていただきましたが、福島県内の医療・介護従事者の人材確保についてでありますけれども、その後半年たったわけでありますので、相双地区の医療、保健、介護の体制がまだまだ大変厳しいということでもありますので、その再構築に必要な医師、保健師、看護師、介護従事者の確保状況がどのようになっているのか、また、それを改善強化するためにはどのようなことをお考えになっているのか、辻厚生労働副大臣にお伺いをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 緊急時避難準備区域でございました相双地域にある六病院の医療従事者につきましては、震災前と比較いたしまして、平成二十四年六月一日時点におきまして、常勤の医師の数は全体の約九割、看護職員の数も全体の約七割に回復している状況でございます。

この医療従事者確保の支援につきましては、全国の医療関係団体で構成をされております被災者健康支援連絡協議会の協力を得まして、医師等の派遣の調整を実施しているところでございます。同時に、福島県におきましては、地域医療再生基金を活用していただきまして、県外から医療従事者の派遣を受ける医療機関への補助や離職中の看護職員を対象とした巡回就職相談事業などの取組を行っていただいているところでございます。

そして、介護従事者につきましては、福島県が、県の社会福祉協議会を始めとする関係団体及び厚生労働省で構成をしております福島県相双地域等福祉人材確保対策会議を設置いたしまして、現状を把握しつつ、応急的な措置として、近隣の県などから三か月程度の応援職員を募集し、その確保に努めているところでございます。

保健師の確保につきましては、これまで被災県からの要請に基づきまして、全国の都道府県などからの保健師の派遣の調整を行ってまいりました。また平成二十三年度第三次補正予算におきまして、被災地健康支援臨時特例交付金を計上いたしまして、被災地での健康支援活動や保健師などの人材確保等を支援をいたしているところでございます。

そして、以上のような取組を実施するに当たりまして、厚生労働省といたしまして、南相馬市内に相双地域等医療・福祉復興支援センターを設置いたしまして、現地のニーズを把握しつつ、医療施設、福祉施設の従事者確保に係る関係者間の調整などの取組を行って

いるところでございます。

今後とも、相双地域にある関係機関などと緊密な連携を取らせていただいで医療従事者等の確保に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○渡辺孝男君 いろいろなデータから見ますと、本当に相双地域、まだまだ医師、看護師の不足が課題となっております。これから、医療そしてまた介護関係のニーズも高まってくるということでもありますので、そういう医療関係の従事者をしっかり確保できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

関連しまして、次の質問をさせていただきますけれども、東日本大震災に伴う被災者の医療の提供を確保するために講じられております保険診療等の取扱いで九月末で期限が切れるものがありまして、現場の方々からは十月以降も継続を求め、そういう声が上がっているわけですが、この点につきまして、辻副大臣にお伺ひをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 診療報酬の施設基準等の緩和措置につきましては、大部分が期限を定めていない当面の間の措置でございますけれども、例えば月平均夜勤時間数について変更の届出を行わなくてもよく、震災前の入院基本料を算定できる措置などの入院基本料の施設基準に関する緩和などの措置につきましては、御指摘のように平成二十四年九月三十日までの措置ということで通知をさせていただいているところでございます。

これらの措置につきましては、現在、診療報酬に係る特例措置の利用状況につきまして調査を行っているところでございまして、その結果を踏まえ、中医協での御審議をお願ひし、今後の取扱いを検討していきたいと、このように考えております。

○渡辺孝男君 最初に申し上げましたとおり、いわきの地域は二万三千人避難者がおられまして、やはり医療や介護等々のニーズも高まっております。医療のニーズにこたえるためには、やはり人材不足ということもございまして、診療報酬等のそういう特例措置というものがやはり継続が必要だと現場の医療機関の方々はおっしゃっておりますので、この点、継続できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、二〇一七年度末まで介護療養病床の廃止をするという厚生労働省の方針でございますけれども、被災地での医療や介護のサービス提供状況を見ておりますと、まだまだ介護療養病床のニーズがあるということでございまして、今後、地域の実情を再調査をしていただいで、その結果に基づいて、全国一律に廃止するということ、本当にそれが実情に合っているのかどうか、再調査をして、現場のニーズに合った対応をしてもらいたいと思ひますけれども、この点に関しまして、辻厚生労働副大臣にお伺ひをしたいと思います。

○副大臣（辻泰弘君） 御指摘の介護療養病床につきましては、利用者の状態に応じたサービスを適切に提供するため、平成二十四年三月までに介護老人保健施設等に転換するこ

としたものでありますけれども、転換が進んでいない実態を踏まえまして、これまでの政策方針を維持しながら転換期限を六年間延長するという一方で、昨年の通常国会において介護保険法改正で対処したところでございます。

また、平成二十四年度の介護報酬改定におきましては、更に転換を進めるために、介護療養型老人保健施設につきまして、喀たん吸引の必要な方や認知症高齢者の方々を一定以上受け入れている場合に介護報酬を高く評価するという措置をとらせていただいたところでございます。

東北地方の介護療養病床につきましては、県や関係団体を通じて被害状況やサービスの提供状況を把握させていただいてきたところでありますけれども、今後とも、必要に応じて更なる被災地の実態把握を進めながら、施設の安定的な運営を確保し、転換の支援に努めていきたいと、このように考えております。

○**渡辺孝男君** 転換できるような状況であれば、もちろん在宅移行、あるいは老健施設等に移っていくということは望ましい方向だと私も考えますけれども、ところが現場ではそういう在宅医療が十分進まない状況もあり得ると。特に被災地はそういう状況もあり得るといふことなので、再度現場の、今後、現場の調査を踏まえまして、全国一律の対応ではなく、あくまでも現場のニーズに対応したような形で、廃止の、それでいいのかどうかを検討してもらいたいと、そのように思います。…（以下略）

（中略）

○**渡辺孝男君** 次に、東京電力福島第一、第二原子力発電所内における労働安全衛生等に関しまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、東京電力福島第一、第二原子力発電所内における労災発生状況等について質問をさせていただきます。

八月二十二日の東京電力の発表では、福島第一原子力発電所で解体作業中の作業員が亡くなり、作業員の死亡事案は五名となったということでありました。そこで、まず近年五年間の年度ごとの労災申請件数、そしてまた労災申請内容の概要並びに労災認定の状況等について厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○**政府参考人（宮野甚一君）** お答えをいたします。

まず、震災以後の本年八月二十四日までの労災の申請件数でございますけれども、福島第一原子力発電所に関しましては五十七件、同じく福島第二原子力発電所に関しましては五件となっております。

なお、これ以前でございますけれども、両発電所の震災以前の請求状況につきましては、所管をしております富岡労働基準監督署への立入りが現在制限をされておりますので、災害の詳細を把握できておりません。したがって、現時点においては集計できておりません。

この震災以降六十二件の請求内容の概要でございますけれども、津波に巻き込まれて死亡された方二件、地震の揺れが原因で亡くなられた方一件、その後の復旧工事で負傷された方、これが五十九件というふうになっております。また、このうち労災認定をした件数でございますが、これは震災以後本年八月二十四日までに、福島第一原子力発電所に関しましては五十四件、第二原子力発電所に関しましては五件というふうになっております。

○**渡辺孝男君** 五十九件がこの工事のところの関係で労災申請がされているということでありまして、これに関連しまして、先日作業員の被曝隠しの事案というのがございまして、そういう労災の起こることを防ぐためにはこういう被曝隠しというのは非常に問題があると、そのように思っておりますけれども、この被曝隠し事案の概要と類似の事案の調査結果並びに今後の防止対策につきまして、厚生労働省並びに原子力安全・保安院にお伺いをしたいと思います。

○**副大臣（辻泰弘君）** 東京電力福島第一原発におきまして線量計を鉛板で覆わせて作業をさせていた事案は、労働者の被曝管理の根本を揺るがすゆゆしき問題だと認識をいたしております。現在、所轄の労働基準監督署と労働局で詳細な事実関係を調査中でありまして、法令に基づいて厳正に対処していきたいと、このように考えております。また、ほかにも線量管理が適切に行われていない事案が発生していないかどうかを確認するために、昨年十一月に遡りまして実態調査を実施しているところでございます。

さらに、同様の事案が再発しないための対策として東京電力から、一定の線量以上の被曝が見込まれる作業につきまして、胸部が透明で線量計の装着が視認できる防護服を着用させる方針であるとの報告を七月三十一日に受けたところでありますけれども、その後線量計の未装着事案や紛失事案が続いて発生したことから、早急な再発防止を強く指導し、線量計を着用しているかを作業開始前にボディータッチで確認する運用を八月十日から開始しているところでございます。

厚生労働省といたしましては、労働者の被曝管理につきまして、今後二度と同種事案が起こらないように東京電力に対しまして今後とも厳しく指導をしてまいりたいと、このように考えております。

○**政府参考人（山本哲也君）** 保安院の方の対応について御説明をさせていただきます。

先ほど御説明ありましたように、東京電力の福島第一原子力発電所におきましては、下請の作業員五名が警報付きの個人線量計、これAPDというふうに申しておりますけれども、これに鉛カバーを装着いたしまして、被曝線量を見かけ上低く表示させるような不正

を行っていたと、こういう証言がございました。これが七月の二十四日に私ども保安院の方に報告を受けたところでございます。それを受けまして私ども保安院におきましては、同日七月二十四日には東京電力に対しまして再発防止対策の策定を指示をしたところでございます。そして、八月の十三日には東京電力から再発防止対策についての報告がなされたところでございますが、保安院といたしましてこの内容を評価いたしまして、八月の二十日に評価結果を公表したところでございます。

この評価の中におきましては、まず先ほど御説明ありましたような胸部の一部が透明であります防護服の採用、これについては一定の評価を私どももしておりますけれども、しかしながら、その対象が計画線量が三ミリシーベルト以上というものになっております。したがって、これについての拡大をしていくようなこと。あるいは、その装着についてきちっと行われているかどうかを実効性を持った形で、例えば抜き打ち的なAPDの着用の確認を行うようなこと。それから、仮に組織的な不正行為がなされた場合のことも念頭に置いた対策の更なる充実が必要であると、こういう評価を私ども保安院としてしたところでございます。

したがって、東京電力に対しましては、このような評価結果を踏まえまして指摘事項という形で伝達をし、直ちにその改善に取り組むよう求めたところでございますし、また今後私ども保安院といたしましても、現場に保安検査官がおるわけでございますけれども、この検査官によります日々の巡視あるいは法定の保安検査、これらによりまして東京電力の取組状況をしっかり確認してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。